

## 出庫手続きの手順・注意事項

### 〈手順〉

当社にお預けされている株式を他社に出庫いただく場合の手順は、以下の通りです。

1. 本 PDF 3 ページ目に必要事項を入力いただき、メールまたは返信用宛名ラベルをご利用のうえ、ご提出ください。

【提出先メールアドレス】 [sx-ikan@sbintd.jp](mailto:sx-ikan@sbintd.jp)

【返信用宛名ラベル】 <https://www.sbineotrade.jp/pdf/reply.pdf>

※PDF に漢字を入力すると空白になる場合は[こちら](#)

2. 書類が当社に到着してから、概ね 1 週間程度で手続きが完了いたします。

※手続き完了はメールにて通知いたします。

※不備があった場合はメールまたはお電話にてご連絡いたします。

### 〈注意事項〉

- ・移管手数料は 1 銘柄あたり税込 1,100 円（最大 11,000 円）がかかります。  
証券口座内の金銭残高が不足している場合は受付できません。  
例） 2 銘柄を移管する場合は 2,200 円（税込）、15 銘柄の場合は 11,000 円（税込）
- ・信用取引をされているお客様は、移管手続きによって保証金預託率が 30%を下回る場合や引出余力の不足が見込まれる場合は受付できません。
- ・移管対象銘柄に注文（買付、売却、現引き、現渡し）が入っている場合、お手続きを進めることができませんので、移管を希望される場合は、書面ご提出前にお客様ご自身で対象注文のお取消しをお願いいたします。
- ・特定口座の移管の場合は、移管先に特定口座が開設されていないと移管ができません。
- ・当社では投資信託の出庫については、お受けしておりません。
- ・移管証明書が必要な場合は、出庫完了後にメールにてご依頼ください。
- ・書類の初回提出から 2 ヶ月が経過した場合、手続きがキャンセルとなります。  
ご提出書類は、当社で破棄いたしますので、お手続きを再開される場合は、あらためて必要書類をご提出ください。

【記入例】

特定口座内保管上場株式等移管依頼書

特定口座

株式会社SBIネオトレード証券 御中

※太枠内を漏れなく、ご記入ください。

記入日		2	0	2	*	年	*	*	月	*	*	日					
住所	〒	106	-	6029	電話番号	0120	-	441	-	250							
	東京都港区六本木一丁目6-1											口座種別は相違していませんか。					
氏名	(フリガナ)	ロップンギ タロウ						生年月日(西暦)									
		六本木 太郎						*	*	*	*	年	*	*	月	*	*

租税特別措置法施行令第29条の10の2第10項の規定に基づき、下記に示す移管先の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を  
移管先の特定口座に移管することを依頼いたします。

移管希望年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限り早い日			年	月	日

※当社書類受領後、完備の場合、2営業日後が移管予定日となります。  
※移管希望日が移管予定日より早い場合、移管予定日が優先されます。  
※原則、月末は手続きが停止いたします。

《SBIネオトレード証券(移管元)の口座情報》

ログインID								部支店名	部支店所在地
*	*	*	*	*	*	*	*	本店	東京都港区六本木1-6-1

《移管先の口座情報》 ※移管先へ直接ご確認ください。

口座管理機関名		部支店名	部支店所在地	
株式会社〇〇証券		〇〇支店	〇〇〇〇(移管先にお問い合わせください)	
加入者口座コード			部店コード	口座番号
*	*	*	*	*
*	*	*	*	*
*	*	*	*	*
*	*	*	*	*
機構加入者コード				
*	*	*	*	*

《移管株式》 ※各銘柄の保有数量のうち、一部数量のみの移管は承れません。[数量 株式:株数、ETF・ETN・REIT:口数]

銘柄コード	銘柄名	数量	備考
* * * *	〇〇自動車	* * *	
* * * *	△△銀行	* * *	
* * * *	□□商事	* * *	
銘柄コード、株数の相違にご注意ください			

【注意事項】

不備によりお手続きが保留となる場合がございますので、必ずご確認ください。

- ①手数料について  
1銘柄につき1,100円(税込)/1回のお手続きで10銘柄以上を移管の場合は一律11,000円(税込)  
※手数料金額以上の金銭残高を当社証券口座にご用意ください。
- ②移管対象銘柄が**注文中**の場合は受付できません。
- ③ご登録内容等(住所、銘柄コード、保有株数等)と記載内容が相違している場合は不備となり、書類の再提出が必要となります。
- ④信用取引の引出余力が不足している場合(建玉保有時、移管により受入保証金が不足する場合を含む)は受付できません。ご入金等で不足分をご解消ください。
- ⑤複数枚ご提出される場合も太枠内(お名前等)を全てご記入ください。

